

1 区立幼稚園教育職員の勤務時間等に係る事務及び区立幼稚園に関する事務（規則第2条関係）

(1) 区立幼稚園教育職員の初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修の実施に関すること。
(規則第2条第12号)

<p>【幼稚園教育職員の初任者研修】</p> <p>○年間3回程度（区内教育センター等における研修：開講式、閉講式、人権教育）</p> <p>○宿泊研修（2泊3日）：中野区軽井沢少年自然の家</p> <p>○園外における研修：東京都教育委員会が実施する東京都教職員研修センター等における研修を、半日を1単位として10回程度実施する。</p> <p>○園内における研修：研修指導員の指導・助言などを含む研修を、年間10日程度（保育の実践に関する研修を6日程度、教育活動全般に関する研修を4日程度）実施する。</p> <p>○研修対象：区立幼稚園の新規採用教諭 前年度までの新規採用幼稚園教諭研修の一部を受講できなかった教諭</p> <p>○区立幼稚園の新規採用教諭に対して、教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。</p>

(2) 区立幼稚園が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関すること。（規則第2条第15号）

該当なし

2 東京都教育委員会が任命する職員の勤務時間等に係る事務及び区立小中学校に関する事務（規則第3条関係）

(1) 区立小中学校に置かれる主任等を命ずること。（規則第3条第19号）

<p>○教務主任（小学校4名、中学校3名） 教務に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。</p> <p>○生活指導主任（小学校8名、中学校7名） 生活指導に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。</p> <p>○保健主任（小学校22名、中学校10名） 保健に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。</p> <p>○学年主任（小学校131名、中学校30名） 学年の教育活動に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。</p>

<p>○研究主任（小学校24名） 研究活動に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。</p> <p>○進路指導主任（中学校5名） 進路指導に関する事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行う。 ※各小中学校において、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、これらの主任を置いていない。</p>

(2) 区立小中学校の養護教諭、学校栄養職員及び事務職員の臨時的任用に関すること。（規則第3条第25号）

<p>○件数 3件、合計870日</p> <p>○内容 事務職員の介護休暇及び育児休業による臨時的欠員に伴う任用、学校栄養職員の病欠による臨時的欠員に伴う任用</p>

(3) 初任者研修の実施に関すること。（規則第3条第27号）

<p>○年間10回程度（区内教育センター等における研修） ※特別支援学級の初任者については、年間7～10回程度の区内教育センター等における研修に加えて、東京都教職員研修センターにおける研修を3回程度受講する。</p> <p>○課題別研修（半日を1単位とし、6単位以上） ※平成28年度期限付任用教員は除く。</p> <p>○校内における研修 授業に関する研修 週4時間（年間120時間）以上 授業以外の研修 週2時間（年間60時間）以上 ※授業以外の研修については、平成28年度期限付任用教員は除く。ただし、1年次（初任者）教員が1名以上配置された場合に限り、期限付任用教員（教諭）も授業以外の研修を週2時間以上（年間60時間以上）実施することができる。</p> <p>○研修対象：平成28年度新規採用教員、平成28年度期限付任用教員 昨年度未修了者</p> <p>○宿泊研修（2泊3日）：中野区軽井沢少年自然の家</p> <p>○東京都に新規に採用された教員に対して、東京都教員人材育成基本方針に示された教員に求められる4つの力である「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」における基礎的・基本的な資質・能力の育成を図る。</p>

(4) 中堅教諭等資質向上研修の実施に関すること。(規則第3条第28号)	
	<p>※中堅教諭等資質向上研修は、平成28年度までは10年経験者研修として実施</p> <p>【平成28年度東京都公立学校教員10年経験者研修・東京都公立幼稚園教員10年経験者研修・養護教諭研修】</p> <p>○年間8回(教育センター等における研修)、企業研修(3日間)</p> <p>○研修対象：教職経験11年目の教員を対象</p> <p>○個々の教員の能力、適性等に応じた研修を実施することにより、教科指導、生徒指導等、指導力の向上や得意分野づくりを促すことをねらいとして、10年経験者研修を実施した。教育法規、サービス、人権教育、授業に関する研修、進路指導、生活指導に関する研修を行った。また、夏季休業中に、東京ガス、中日本高速道路、ニッセイアセットマネジメント、明治安田生命において、3日間の企業研修を行った</p> <p>○年度当初、学校の管理職が該当教職員を「i、ii、iii」段階に評価し、それぞれの段階に応じた研修を行った。</p> <p>i 段階：学習指導等の基礎的な力を身に付ける必要がある。</p> <p>校外における研修 22単位 校内における研修 30単位</p> <p>ii 段階(教諭)：学習指導等について求められる水準の力を有している。</p> <p>校外における研修 18単位 校内における研修 30単位</p> <p>ii 段階(主任教諭)：学習指導等について求められる水準の力を有している。</p> <p>校外における研修 18単位 校内における研修 18単位</p> <p>iii 段階(教諭)：学習指導等について求められる水準を上回る力を有している。</p> <p>校外における研修 14単位 校内における研修 30単位</p> <p>iii 段階(主任教諭)：学習指導等について求められる水準を上回る力を有している。</p> <p>校外における研修 14単位 校内における研修 18単位</p>

(5) 区立小中学校の新規採用教員に対する研修の実施に関すること。(規則第3条第29号)	
	<p>(件数、件名、主な内容など)</p> <p>【新規採用養護教諭研修】</p> <p>○年間3回程度(区内教育センター等における研修：開講式、閉講式、特別支援学校見学)</p> <p>○年間7回程度：東京都教育委員会が実施する東京都教職員研修センター等における研修</p> <p>○夏季集中研修：宿泊研修の代わりに、東京都教育委員会が実施する東京都教職員研修センター等における研修を半日で1回とし、4回程度(2日間)実施する。</p> <p>○校内における研修：105時間程度実施する。</p>
(6) 新任教務主任研修及び主幹研修の実施に関すること。(規則第3条第30号)	
	<p>○年間3回</p> <p>○研修対象：74名(内5名平成27年4月より主幹教諭となった者)</p> <p>○主幹教諭研修会</p> <p>○主幹教諭の職責に対する認識を深めるとともに、組織の中心となる学校運営力を高めることをねらいとして、主幹教諭研修会を実施した。統括指導主事や区内公立小学校長を講師に招き、「主幹教諭の職責」、「校内OJTの推進と若手教員の指導力向上に向けて」、「学力調査の結果を反映した授業改善プランの作成」等の研修を計画的に行った。</p>
(7) 非常勤講師の任免に関すること。ただし、講師条例に基づく講師を除く。(規則第3条第34号)	
	該当なし
(8) 区立小中学校が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関すること。(規則第3条第50号)	
	<p>○小学校</p> <p>第5学年(軽井沢移動教室、体験学習選択制)、25校、2泊3日 第6学年(軽井沢移動教室、体験学習選択制)、25校、2泊3日</p> <p>○中学校</p> <p>第1学年(移動教室)、11校、1泊2日 第2学年(移動教室)、11校、2泊3日 第3学年(修学旅行)、11校、2泊3日</p>